

告 示

埼玉県告示第千六百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業手子林第三地区（区画整理事業）の換地計画を平成二十八年十月九日に定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及びその換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十八年十二月十四日から

平成二十九年一月十九日まで

二 縦覧場所

羽生市役所